

宇部市ロケーション撮影誘致促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市内での映画、テレビドラマ等のロケーション撮影(以下、「ロケ」という。)誘致を促進し、本市の知名度向上及び地域経済の活性化を図るため宇部市が行うロケーション撮影誘致促進事業に係る助成金(以下、「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 市長は、次に掲げる条件をすべて満たすロケを実施する市外事業者(以下、「事業者」という。)に対して、助成金を交付する。

- (1) 宇部市内でロケの大半を実施すること。
- (2) 宇部フィルムコミッショナ(以下、「宇部FC」という。)が撮影支援を行うロケであること。
- (3) 前項の事実を、宇部FCが後日対外公表することを事業者が承認すること。なお、公表の時期については宇部FCと事業者が協議のうえ決定することとする。
- (4) 市内で、50人以上かつ2泊以上の宿泊を伴うロケを行うこと。
- (5) 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
- (6) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。
- (7) 公序良俗に反する内容でないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、市内での宿泊費(実費)総額に2分の1を乗じた額(1円未満切り捨て)とし、一作品50万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を申請しようとするときは、宇部市ロケーション撮影誘致促進事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) スケジュール
- (3) 撮影関係者リスト(様式第2号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
- (5) ロケ撮影における感染症予防対策チェックリスト(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において、助成金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により助成金の交付を決定したときは、決定通知書(様式第5号)により、事業者に通知する。

2 市長は、第5条の審査により、助成金の交付が適当でないと認めるときは、助成金を交付しない旨を事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更・中止に係る承認の申請等)

第8条 事業者は、申請した内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ宇都市ロケーション撮影誘致促進事業助成事業変更・中止申請書(様式第6号。以下「変更・中止申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業者は、申請した事業計画が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となつたときは、遅滞なく、その理由及び遂行の状況を記載した書類を市に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の変更・中止申請書の提出又は前項の書類の提出を受けたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「宇都市ロケーション撮影誘致促進事業助成金交付決定通知書(様式第5号)」とあるのは、「宇都市ロケーション撮影誘致促進事業助成金変更交付決定通知書(様式第7号)」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、ロケーション撮影が完了したときは、速やかに宇都市ロケーション撮影誘致促進事業実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)を次に掲げる書類添えて市長に提出しなければならない。

- (1)宿泊施設が発行する、宿泊を証明する書類等(宿泊日、宿泊人数、宿泊料金の総額が明記されたもの)
- (2)宇部FCが発行する、ロケーション撮影支援を行ったことを証明できる書類等
- (3)最終的な撮影関係者が確認できる資料
- (4)その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、助成対象事業が適切に実施されたと認めるときは、助成金の額を確定し、宇部市ロケーション撮影誘致促進事業助成金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条の規定による審査の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを事業者に対して指示することができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による指示に従って行う場合について準用する。

(助成金等の交付請求)

第12条 第9条の規定による通知を受けた事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、速やかに宇部市ロケーション誘致促進事業助成金請求書(様式第10号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、事業者に助成金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第14条 事業者は、助成対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第15条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第10条の規定による助成金の確定があった後においても適用する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。